

## 地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業

【担当省庁】総務省

### 7市町における取組

#### (現状)

- ・提出7市町では住民情報システムの自治体クラウドによる共同利用を行っており、令和8年度からの標準システム使用についての作業を進めている。
- ・国において移行するための費用調査が実施され回答を提出したところである。

#### (課題)

- ・今後、標準システム移行にあたり、「デジタル基盤改革支援補助金（地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業）」を活用するために申請をする予定だが、補助金上限額は要綱で定められており人口規模に応じて算出されているため極小であり、自治体負担が下記の表の通り莫大な金額となる。

#### ※補助金算定方法

団体規模基本額 + 令和2年1月1日時点住民基本台帳人口 × 団体規模別変動費

デジタル基盤改革支援補助金を移行費にあてる  
→人口規模に応じて算出

(自治体クラウド)  
香芝市・葛城市・  
広陵町・上牧町・  
河合町・田原本  
町・川西町  
同一のパッケージ  
システムを利用

令和7年度中  
に移行完了



同一パッケージに  
含まれない業務  
(各団体で個別に  
利用中)

令和7年度中  
に移行完了



#### ガバメントクラウド

標準化対象20業務

児童手当、子ども・子育て  
支援、住民基本台帳(外国  
人含む。)、戸籍の附票、  
印鑑登録、選挙人名簿管理、  
固定資産税、個人住民税、  
法人住民税、軽自動車  
税、戸籍、就学、健康管理、  
児童扶養手当、生活保護、  
障害者福祉、介護保険、  
国民健康保険、後期高齢者  
医療、国民年金

### 国にお願いすること

●デジタル基盤改革支援補助金（地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業）の大幅な増額、算定方法、移行期限の見直し

- ・補助金の大幅な増額、算定方法について

令和4年10月7日の補助金要綱では、補助金上限額算定方法は団体規模基本額+令和2年1月1日時点住民基本台帳人口×団体規模別変動費となっている。

団体規模に関係なく上限額算定方法を1業務あたりに見直しをしていただきたい。

- ・標準システムへの移行期限の見直しについて

移行が令和7年度中に完了、システム使用開始が令和8年4月1日となっているため、システム業者の取り合いとなり、価格が上昇している。また、各業者共に新規顧客を取る人的余裕がないため、ベンダーロックを助長している。このため、移行期限を令和7年から12年など弾力を持たせていただきたい。

【担当部署】 奈良県市長会・奈良県町村会